

# 山梨県公報

第千二百二十四号

平成十三年

九月三日

月 曜 日

## 目次

告示 訓令  
建築基準法に基づく道路位置指定…………… 四八一

訓令  
山梨県直営土木工事施行規程を廃止する訓令…………… 四八一

公告  
平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度…………… 四八一

公告  
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見…………… 四八一

公告  
平成十三年度後期技能検定の実施…………… 四八一

公告  
開発行為に関する工事の完了について…………… 四八一

公告  
建築協定の認可…………… 四八一

公告  
一般競争入札について…………… 四八一

公告  
人事委員会…………… 四八一

公告  
身体障害者を対象とした平成十三年度山梨県職員採用選考試験の実施…………… 四八一

## 公 告

### 山梨県告示第百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月三日

山梨県知事

天 野

建

一 道路の位置

東八代郡石和町河内字宮窪二百六十一番四

二 道路の幅員

最大 四・八六メートル 最小 四・八五メートル

三 道路の延長

三十二・五三メートル

## 訓 令

### 山梨県訓令甲第十九号

山梨県直営土木工事施行規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十三年九月三日

山梨県知事

天 野

建

山梨県直営土木工事施行規程を廃止する訓令

山梨県直営土木工事施行規程（昭和三十一年山梨県訓令甲第二十四号）は、廃止する。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

● 平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十三年九月三日

山梨県知事

天 野

建

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六二一・〇八ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七五・一六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二〇・〇九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・二五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八四四・七一ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四四・七九ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	三・六五ヘクタール

諏沢地区保健保安林 葎崎地区水源かん養保安林 葎崎地区土砂流出防備保安林 多摩川上流水源かん養保安林 多摩川上流土砂流出防備保安林 相模川中流水源かん養保安林 相模川中流土砂流出防備保安林 相模川上流水源かん養保安林 相模川上流土砂流出防備保安林	一・五二ヘクタール 一七〇・八五ヘクタール 五六八・七二ヘクタール 七二九・四一ヘクタール 一六・八七ヘクタール 一七三・九六ヘクタール 一三八・九二ヘクタール 二四・三〇ヘクタール 一六八・八三ヘクタール
---	---

● 大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により田富町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月三日まで縦覧に供する。

平成十三年九月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 アピタ田富
  - 2 所在地 中巨摩郡田富町山之神千三百八十三番地一
- 二 届出の内容及び公告日
  - 1 内容 開店時刻及び閉店時刻の変更
  - 2 公告日 平成十三年四月五日
- 三 意見の概要
 

騒音問題に対応するための対応策について

● 平成十三年度後期技能検定の実施  
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
 平成十三年九月三日

一 実施職種  
 1 特級  
 山梨県知事 天野 建

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。）、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既成服縫製に係るものに限る。）、和裁、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋施工図に係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（合成ゴム系シート防水工事及び塩化ビニル系シート防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成及び立体図仕上げに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、印章彫刻（木口彫刻に係るものに限る。）及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。)

3 三級

機械検査、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て（内燃機関組立てに係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成型に係るものに限る。）、配管、内装仕上げ施工（カーテン工事に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションに係るものに限る。）及び電気製図

4 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築、製麺（機械乾麺製造に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十三年十一月三十日（金）から平成十四年二月二十四日（日）までの間に  
 おいて、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

- (二) 実施場所  
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表  
平成十三年十一月二十二日(木)に山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
1 一級、二級及び三級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、内燃機関組立て及び鉄筋施工	平成十四年二月三日(日)
1 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	平成十四年二月十日(日)
2 一級、二級及び三級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装	
3 単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	
1 一級、二級及び三級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、テックニカルイラストレーション、電気製図、和裁、プラスチック成型及び光学機器製造	平成十四年二月十七日(日)
2 単一等級 電子回路接続、製麺及び枠組壁建築	

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (一) 実技試験  
特級

検 定 職 種	手 数 料
全職種	一万五千七百円

- (2) 一級、二級、三級(3)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
さく井、金型製作、工場板金、機械保全、電子回路接続、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、製麺、プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、配管、型枠施工、コンクリート圧送施工、鉄筋施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、バルコニー施工、金属材料試験、印章彫刻及び塗装	一万五千七百円
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元
和裁、テックニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	一万千五百円

- (3) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て及びプラスチック成形及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百円
テックニカルイラストレーション及び電気製図	七千七百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能

検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十三年十月一日（月）から同月十二日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封する。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるものに限って受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十四年三月二十五日（月）に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十三年九月三日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 天 野 建  
南都留郡忍野村忍草字古馬場三五五七の一部、三五五八の一、三五五八の二及び三五五八の三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社

● 建築協定の認可

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十三条第一項の規定により、山梨県住宅供給公社理事長棚橋通雄から申請のあった双葉・響が丘（第二期）建築協定（建築協定認可第十六号）を認可した。

平成十三年九月三日

山梨県知事 天 野 建

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年九月三日

山梨県知事 天 野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

(一) 県立学校教育イントラネット用パソコン八百四十二台及び周辺機器一式  
(二) 県立学校教育イントラネット用TV会議装置四十五式、大画面プロジェクションボード四十四台及び周辺機器一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十四年三月十五日

4 納入場所

知事が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 二 一般競争入札の参加資格

1 平成十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十三年山梨県告示第九号)に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示す物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

## 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局  
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

一の1の購入物品等ごとに次のとおりとする。

(一) 平成十三年九月二十日午後一時三十分 県民会館六〇二会議室

(二) 平成十三年九月二十日午後二時三十分 県民会館六〇二会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

一の1の購入物品等ごとに次のとおりとする。

(一) 平成十三年十月三十日午後一時三十分 山梨県庁県民情報プラザ会議室

(二) 平成十三年十月三十日午後二時三十分 山梨県庁県民情報プラザ会議室

5 郵送による入札書の受領期限

平成十三年十月二十九日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 契約の締結

この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき、山梨県議会において議決に付す必要のある財産の取得であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

(1) 842 computers, plus one set of computer peripheral units for intranet use in prefectural school education.

(2) 45 sets of television conferencing equipment, 44 big screen

processing boards, plus one set of peripheral equipment for intranet use in prefectural school education.

2 Date and time for tender

(1) 1:30PM October 30, 2001

(2) 2:30PM October 30, 2001

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan  
TEL055-223-1395

# 人事委員会

● 身体障害者を対象とした平成十三年度山梨県職員採用選考試験の実施  
 身体障害者を対象とした平成十三年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す  
 る。

平成十三年九月三日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を  
 図ることを目的として行う。

## 1 試験職種、採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職 務 内 容
行 政	1名(割合)	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

## 2 受験資格

- 自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに業務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満  
 たす者
- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
  - (2) 昭和47年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
  - (3) 山梨県内に住所を有する者(通字、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。)
  - (4) 活字印刷文による出題に対応できる者(活字の大きさは12ポイント)  
 ただし、次のいずれれかに該当する者は、受験できない。  
 (ア) 日本国籍を有しない者  
 (イ) 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれれかに該当する者)  
 ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)  
 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま  
 での者  
 ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体  
 を組織し、又はこれに加入した者

## 3 受付期間及び受付時間

平成13年10月10日(水) から平成13年11月7日(水) まで  
 (土曜日、日曜日及び祝日は除く。)  
 郵送の場合は、平成13年11月7日までの消印のあるものに限って受け付ける。  
 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

## 4 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日 目	平成13年12月4日(火) 午前9時20分～午後4時 (受付 午前 9時～ 9時20分)	山梨県ポラライアセンター 甲府市丸の内二丁目35-1
第 2 日 目	平成13年12月5日(水) 午前10時50分～午後4時 (受付 午前10時30分～10時50分)	あけぼの医療福祉センター 青峰市旭町上条南割3313-1

## 5 試験方法

区 分	内 容
教 養 試 験 (試験時間90分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校で 履修した程度の択一式による筆記試験を行う。(出題分野別構) ・ 出題数は30題とする。
第1口目 人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうか について検査する。
人物試験Ⅱ	人柄、志向等をみるため、個別面接を行う。
作 文	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行

第2日目	(試験時間60分)	う。
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかにて医師による検査を行う。
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。	

(別掲) 出題分野

社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等

6 合格者の発表

平成13年12月中旬  
合格者は、第1日と第2日目の試験及び資格調査の結果を総合して決定し、山梨県庁の掲示板(スクラララソール交差点きわ)に受験番号を掲示するとともに、受験者全員に結果を書面で通知する。  
なお、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 試験結果の開示

この選考試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができない。  
なお、電話、はがき等による請求、本では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、合格通知書等)を持参のうえ、受験者本人が直接来庁する場合に限るものとする。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第2日目までの試験を受験した者	総合ランキング	合格発表日から1月間	人事委員会事務局

8 給与

この選考試験に合格し採用される者の初任給(高校卒の場合)は、146,500円(平成13年4月1日現在)である。  
このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤続手当等が支給要件に応じて支給される。また、初任給は、学歴その他の採用前の経歴により、一定の基準で加算される。

9 受験手続

- (1) 申込書請求及び申込先  
山梨県人事委員会事務局  
〒400-8501 中府市丸の内一丁目6-1 (県庁別館3階)  
電話 055-223-1821
- 郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用選考試験申込書請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(内形2号封筒「33cm×24cm程度」の大きき)を同封して請求すること。
- (2) 申込方法
  - ① 申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで直接持参するか、又は郵送すること。
  - ② 郵送の場合は、封筒の表に「職員採用選考受験」と朱書きし、必ず書留郵便にすること。
  - ③ 車イスで来庁した人は、県庁受付(本館1階)に申し出て、人事委員会事務局まで電話すること。
  - ④ 申込みの際は、受験票に写真をはらないこと。
- (3) 受験票の交付
  - ① 受験票は、11月13日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は、問い合わせること。
  - ② 受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真(縦6cm、横5cm、上半身、脱帽、正面向きのもの)を受験票にはり、試験当日に持参すること。受験票に写真をはっていない場合は受験できない。

(4) 面接カードの提出

試験申込書の際「面接カード」用紙を配布するので、HB以上の濃い鉛筆で必要事項を記入し、11月21日までに人事委員会事務局に提出(郵送の場合は11月21日必着)すること。

(6) 資格の確認

受験資格の有無、申込書記載事項等について確認を行う。  
なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合がある。

10 その他

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。消しゴム、紙食を持参すること。
- (2) 試験当日は、受験票、身体障害者手帳、筆記具、ボールペンなどの筆を直しのできないものは、(なお、筆記具については、減点をHBとし、ボールペンなどの筆を直しのできないものは不可。)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番